



2025 年 9 月号

『改正食品関連法規解説 2025』（30）

適正表示のためのハチミツ製品の新しい検査方法について

文責：山口 廣治（一般社団法人全国スーパーマーケット協会 客員研究員）

<はじめに>

今月は、一般社団法人全国はちみつ公正取引協議会から（一社）全国スーパーマーケット協会への事務連絡として、全国の会員食品事業者への緊急の周知徹底事案を解説（一部抜粋・省略・加工）します。

「一般社団法人全国はちみつ公正取引協議会」は、*景品表示法第 3 1 条第 1 項の規定に基づき認定を受けた、はちみつ類の表示に関する公正競争規約を適正に運用することで、不当な顧客誘引の防止、消費者の自主的かつ合理的な商品選択に資すると共に、はちみつ類の取引の公正化を図り、もって国民の食生活の向上と、はちみつ業界の健全な発展に寄与することを目的とする自主規制団体です。

【景品表示法第 3 1 条】

「不当景品類及び不当表示防止法」としての景品表示法は昭和 37（1962）年に一般消費者の利益を守るために制定されました。第 1 条には、この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示 による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的としています。

その他、景品表示法の主な内容は、第1条の目的や第2条の定義、景品類の制限及び禁止（第4条）、不当な表示の禁止（第5条）、不実証広告規制（第7条第2項）、措置命令（第7条第1項）、課徴金納付命令（第8条）、事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置（第26条）、**公正競争規約（第31条）**、関係者相互の連携（第35条）、罰則（第36条～第41条）等が定められています。

はちみつについては、消費者が必要とする商品を、安心して選ぶことができるように、景品表示法に基づいて、昭和44年11月「はちみつ類の表示に関する「公正競争規約」が定められています。

＜消費者庁への不適正な「偽物はちみつ」に関する情報提供＞

（一社）全国はちみつ公正取引協議会（以降は協議会）では、「公正競争規約」に基づき、食品表示及び品質検査を通じて消費者が安心してはちみつを選ぶことができる制度づくりに努めてきました。そんな中、協議会会員以外の非会員14社の、中国産輸入瓶詰はちみつ製品に「偽物はちみつ」の疑いがあるとして消費者庁に情報提供を行いました。（令和7年7月15日）

協議会では、かねてから不適正な品質の「偽物はちみつ」の検査方法の開発に取り組み、昨年新たに開発された「外来アミラーゼ検査法」及び*「ジアスターゼ活性値」の検査の実施を全国はちみつ公正取引協議会会員だけでなく、非会員にも推奨しています。

*「ジアスターゼ活性値」とは

はちみつには元来ミツバチ由来のアミラーゼが含まれていて、これを「ジアスターゼ活性値」として、数値限度を決めて品質評価（コーデックスとEUは8以上、中国の業界標準は4以上等）とする国や地域がある。しかし、はちみつにシロップを混入する偽和行為において、低下するジアスターゼ活性値を偽装するために微生物由来のアミラーゼ（外来アミラーゼ）の添加を行って、品質評価を回避する実態がある。「外来アミラーゼ検査法」（Native-PAGE法）は、シロップ混入で低下するジアスターゼ活性値を偽装するために添加される**外来アミラーゼの添加の可能性を電気泳動解析法により簡便にモニタリングする方法**。

（マンノース検査）

今般、非会員の中国産の安価な輸入瓶詰はちみつ製品について、「外来アミラーゼ検査法」及びジアスターゼ活性値検査及びシロップ添加マーカーの**「マンノース」の検査を実施したところ、ほとんどの製品で「外来アミラーゼ」は検出されず、「ジアスターゼ活性値」が不検出でした。「ジアスターゼ活性値」は、はちみつであればミツバチ由来のアミラーゼにより一定量以上の数値となります。また、「マンノース」も一定量以上検出されたことか

ら、米などから作られたシロップが混入された「偽物はちみつ」＝偽装はちみつの疑いが判明しました。

また、「外来アミラーゼ」が検出された製品は、それだけで適正な品質の「はちみつ」に該当しないことになり、さらに、シロップが添加されていることを示すマーカーとしての「マンノース」も一定量以上検出されています。

****「マンノース」とは**

「マンノース」は、単糖類の一つ。米などからシロップを製造する精製工程にてグルコースが樹脂製のフィルターなどと反応して生成される。米などから作られるシロップが添加されていることを示すマーカーとして評価される。中国産の一般的な花蜜由来の真正なはちみつからは検出されないとされており（公表された論文より）、また、EUの検査機関（インターテックス社）でも花蜜由来の真正なはちみつにおける妥当値 400mg/kg(0.04g/100g)未満となっている。

（適正な「はちみつ製品」の普及のために）

このため協議会は、これらの検査結果に基づき、非会員の当該中国産の輸入瓶詰はちみつ製品が事実と反して「はちみつ」と消費者を誤認させる表示を容器包装等に表示している疑いがあることに対して、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）並びに食品表示法に違反する疑いがあると思われるため消費者庁に情報提供しました。

「外来アミラーゼ検査法」を推奨した結果、「外来アミラーゼ」による偽装が行われなくなり、シロップ添加で低下した「ジアスターゼ活性値」の真実の数値が見えるようになりました。これにより、原料蜜の仕入れ時には、「外来アミラーゼ」、「ジアスターゼ活性値」又は「マンノース」の検査を実施されることで、「真正」なはちみつであることを確認し、適正な「はちみつ製品」の普及が促進されるものと思われます。

販売する食品スーパーマーケット等の小売業者は、これらの貴重なハチミツの検査結果を製品（商品）規格書と同じく、取引先に提出して頂き、検査内容の確認をすることで、消費者からのハチミツの品質に関する質問に対しても、より適切にお答えできるものと思われ
ます。

<はちみつの不当景品類及び不当表示防止法における違反事例>

（事例 1）

はちみつ商品に、「原材料名／蜂蜜（国産）」等と記載することにより、あたかも、対象商品の内容物はすべて国産のはちみつであるかのように示す表示をした。実際は、対象商品の内

容物は過半が国産以外のはちみつであった。

当件は、不当景品類及び不当表示防止法における不当な表示の禁止として、第 5 条第 1 号の優良誤認表示に抵触するもの。

(不当景品類及び不当表示防止法の関係法令)

第 5 条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

第 1 号 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

(事例 2)

商品ラベル、対象商品を封緘するためのシールに、天然はちみつ「〇〇県名・△△市町村名」等の日本国内の地名等を記載することにより、あたかも、対象商品の原産国が日本であるかのように表示した対象商品は国内で採蜜された天然はちみつに日本以外の国で採蜜された天然はちみつを混合したものであった。

当件は、不当景品類及び不当表示防止法における不当な表示の禁止として、第 5 条第 3 号商品の原産国に関する不当な表示に抵触するもの。

(不当景品類及び不当表示防止法の関係法令)

第 5 条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

第 2 号 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

第 3 号 前 2 号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの。

<養蜂業とはちみつ>

国内では畜産業としてミツバチは大切な家畜です。養蜂業は、花を求めてミツバチとともに全国を移動します。明治期に確立されたとされる日本の養蜂業は、近代化とともに蜜源環

境の劣化と共に、大きく変化してきました。

はちみつはミツバチが植物の花蜜、植物の分泌物又は同分泌物を吸った他の昆虫の排出物を採集し、巣房に貯え、ミツバチの酵素で花蜜の主成分であるショ糖をブドウ糖と果糖に分解して熟成した天然の甘味物質です。淡黄色から暗褐色のシロップ状の液で、特有の香りと味があります。栄養面では、単糖類のブドウ糖と果糖が主成分ですので、砂糖が体内でエネルギーとして使われるためには消化分解によりブドウ糖に変化させなければならないのに比べ、そのまま素早くエネルギー補給ができるという優れた特徴があります。

（国内におけるミツバチの飼育動向）

そんな素晴らしいはちみつですが、国内におけるミツバチの飼育動向としては、ミツバチの飼育戸数は平成 30（2018）年以降は増加傾向で推移しており、蜂群数は、近年横ばいで推移していたものの、令和 5（2023）年以降、微減しています。平成 25（2013）年の増加は、平成 24（2012）年の法改正により、届出義務を業としてミツバチの飼育を行う者以外のミツバチの飼育を行う者にも拡大したことによるものです。令和 6（2024）年のミツバチ飼育戸数は 12061 戸、蜂群数は 23 万 6 千群（1 月 1 日時点の調査）となっています。

蜜蜂飼育戸数、蜂群数

（単位：戸、千群、群／戸、千群）

区 分	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
飼育戸数	5,934	8,312	9,306	9,567	9,452	9,395	9,578	9,782	10,021	10,529	11,276	11,416	12,061
10群未満戸数	3,286	5,167	6,076	6,325	6,351	6,275	6,473	6,705	6,952	7,387	7,988	8,110	8,635
10群以上戸数	2,648	3,145	3,230	3,242	3,101	3,120	3,105	3,077	3,069	3,142	3,288	3,306	3,426
蜂群数	184	204	210	213	212	213	213	215	213	224	242	237	236
平均蜂群数	31.1	24.5	22.5	22.3	22.4	22.8	22.2	22.0	21.3	21.3	21.5	20.8	19.6
（参考）花粉交配用 蜜蜂蜂群数	132	116	96	78	66	73	86	84	95	104	77	77	

出典：畜産振興調べ（各都道府県からの聞き取り）

補足 1：飼養戸数、蜂群数、平均蜂群数は 1 月 1 日時点の数を集計した値であり、花粉交配

用ミツバチ蜂群数は年間で花粉交配に供したミツバチの群数。

補足 2：1 蜂群とは、女王蜂 1 匹と約 2 万匹の働き蜂で構成された巣箱 1 箱を指す。

ミツバチ飼育戸数等の上位 10 県（令和 6 年 1 月 1 日現在）

区 分	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	計
飼育戸数	長野	千葉	静岡	広島	鹿児島	埼玉	神奈川	岐阜	岡山	愛知	全国
戸	599	511	478	477	441	430	423	410	374	372	12,061
比率（％）	5.0	4.2	4.0	4.0	3.7	3.6	3.5	3.4	3.1	3.1	100
蜂群数	沖縄	長野	千葉	熊本	鹿児島	和歌山	福岡	埼玉	広島	岐阜	全国
千群	22.7	17.8	13.8	13.6	12.4	11.7	9.7	7.3	6.7	6.1	236
比率（％）	9.6	7.5	5.8	5.8	5.2	5.0	4.1	3.1	2.8	2.6	100

出典：畜産振興課調べ（各都道府県からの聞き取り）

（国内における蜂蜜の需給状況）

蜂蜜の国内生産量は、令和 5 年は微増し約 2 千 6 百トンでした。自給率では、令和 5 年の国内消費量は約 4 万 5 千トンでしたので、自給率は約 6 %となっています。つまり、国産のハチミツは単純に、ハチミツ製品 100 個中に 6 個の割合となります。ハチミツの元となる蜜源植物の面積は、令和 5 年で約 81 万ヘクタールとなっていて、その他の蜜源を除き、一番多いのが、みかん（29.5 千ヘクタール）、次いでアカシア、レンゲ、リンゴとなっています。ハチミツの種類は、蜜源の花により分類され、アカシアの花の蜜はアカシア蜜として販売されます。ハチミツの色は、蜜源の花の種類によって影響をうけていると考えられ、淡黄色から黒褐色まで様々です。

蜜源植物の面積（単位：千ヘクタール）

区 分	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
みかん	34.9	31.9	35.5	35.6	35.7	34.9	30.8	31.3	29.5
れんげ	8.8	8.4	6.6	4.2	4.2	3.7	3.0	2.7	2.6
アカシア	6.2	5.0	6.7	5.4	4.6	3.8	6.4	7.6	4.8
りんご	21.2	20.6	22.4	21.4	21.2	21.4	21.3	1.6	1.5
その他	64.1	54.9	60.8	52.0	51.2	43.7	55.8	56.6	42.5
合 計	135.2	120.8	132.0	118.6	116.9	107.5	117.2	99.8	80.9

出典：畜産振興課調べ（各都道府県からの聞き取り）

蜂蜜生産量の上位 10 県（令和 5 年）（単位：トン、%）

区 分	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	計
	北海道	熊本	長野	広島	秋田	青森	和歌山	愛知	静岡	福岡	全国
生産量	380.7	244.6	184.0	180.0	165.6	138.0	129.8	111.0	91.0	88.2	2,636
比 率	14.4	9.3	7.0	6.8	6.3	5.2	4.9	4.2	3.5	3.3	100

出典：畜産振興課調べ（各都道府県からの聞き取り）

蜂蜜の生産量、輸入量及び消費量（単位：トン、%）

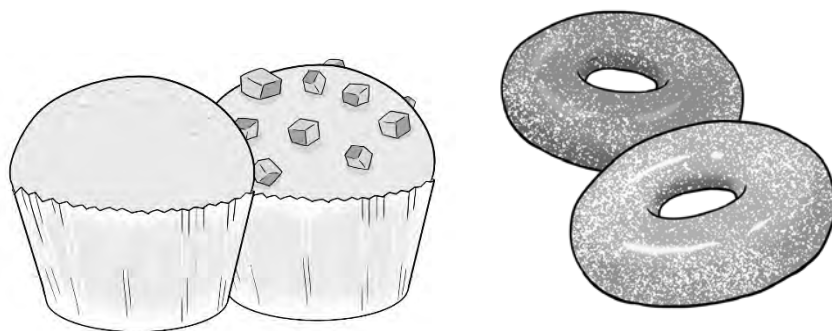
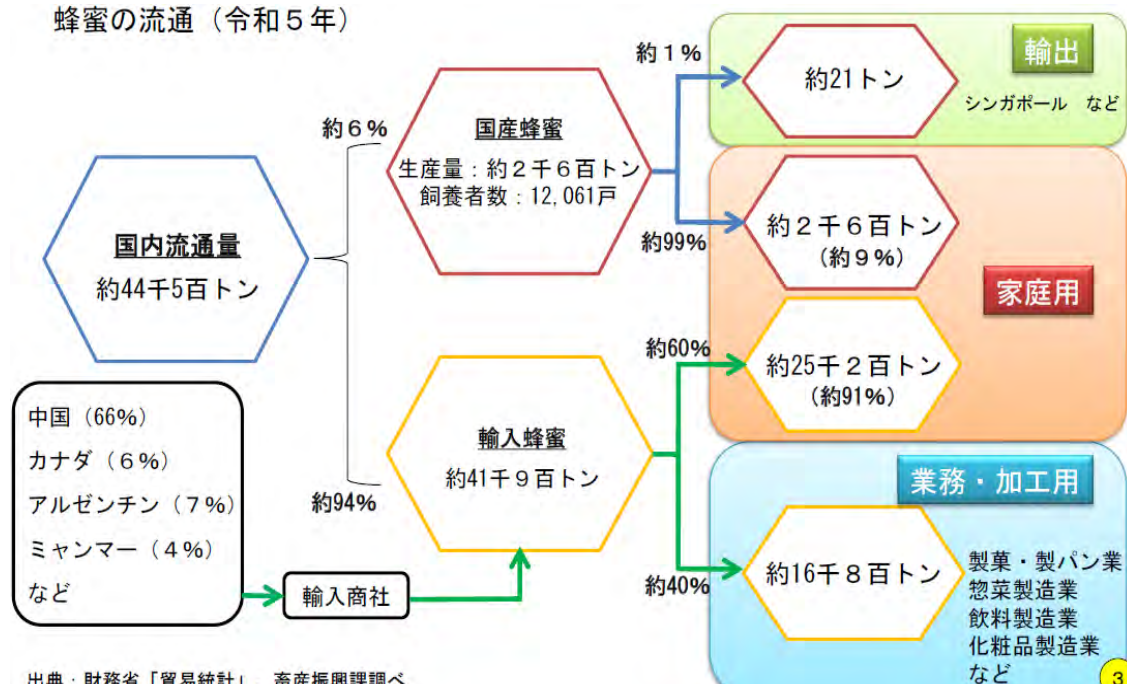
区 分	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年
生産量	2,865	2,754	2,827	2,826	2,911	2,929	2,779	2,549	2,636
輸入量	36,222	48,445	42,821	44,521	44,788	49,348	47,132	47,276	41,924
うち 中国	26,411	35,466	29,818	31,512	30,518	33,821	30,887	30,782	27,929
比率	72.9	73.2	69.6	70.8	68.1	68.5	65.5	65.1	66.6
輸出量	29	33	21	18	10	18	33	20	21
消費量	39,058	51,166	45,627	47,329	47,689	52,259	49,844	49,805	44,539
自給率	7.3	5.4	6.2	6.0	6.1	5.6	5.5	5.1	5.9

出典：貿易統計（輸入量、輸出量）、
畜産振興課調べ（各都道府県からの聞き取り）

（令和 5（2023）年のハチミツの流通実態）

国産のハチミツのほぼ全てが家庭用に向けられています。方や、輸入のハチミツは約 60% が家庭用となっていて、約 40%が業務・加工用として、製菓・製パン、化粧品等に出荷されています。

蜂蜜の流通（令和5年）



©m i z u h o.デザインオフィス

（ハチミツの価格について）

国産ハチミツは生産コストに違いがあります。価格は国産のハチミツの卸売価格で 1,200 円/kg～2,500 円/kgとなっています。（（一社）日本養蜂協会からの聞き取り（令和5年））

一方、輸入ハチミツは輸入国により輸入価格に差異がありますが、ハンガリーやカナダ、アルゼンチンと比べて、中国産のハチミツは安価なので、中国産のハチミツが総ハチミツ輸入量の約7割を占めています。

外国産蜂蜜の輸入価格

令和5年	数量 (t)	価額 (億円)	CIF価格 (円/kg)	課税後 (円/kg)
合 計	41,924	203	485	562
中華人民共和国	27,929	77	275	345
カナダ	2,538	23	904	965
アルゼンチン	2,938	16	529	664
ミャンマー	1,661	5	284	284
ハンガリー	1,369	13	957	1,027

出典：財務省「貿易統計」

注：課税後価格は天然蜂蜜のWTO協定税率（25.5%）、TPP11税率（9.5%（1～3月）及び6.3%（4～12月））等により算出。

<ハチミツの定義>

公正競争規約における「はちみつ」とは、みつばちが植物の花蜜、植物の分泌物又は同分泌物を吸った他の昆虫の排出物を集め、巣に貯え、熟成した天然の甘味物質であって、特定の性状（特有の香味）を有し、また、別に定める組成基準に適合したもの。



©m i z u h o.デザインオフィス

（はちみつ類の表示に関する公正競争規約の要約）

1、公正競争規約が対象とする「はちみつ類」について（第2条）

公正競争規約が規制対象とするはちみつ類は、①はちみつ、②甘露はちみつ、③巣はちみつ、④巣はちみつ入りはちみつの4種類です。

①はちみつ：みつばちが植物の花みつを採集し、巣房に貯え熟成した天然の甘味物質であって、別表に定める性状を有し、別表に定める組成基準に適合したもの。

②甘露はちみつ：みつばちが植物の分泌物又は同分泌物を吸った他の昆虫の排出物を採集し、巣房に

貯え熟成した天然の甘味物質であって、別表に定める性状を有し、別表に定める組成基準に適合したものの。

③**巣はちみつ**:新しく作られて幼虫のいない巣房にみつばちによって貯えられたはちみつ又は甘露はちみつで、巣全体又は一部を封入したまま販売されるもの。

④**巣はちみつ入りはちみつ**:はちみつ又は甘露はちみつに巣はちみつを加えたもの。

・・・・・・・・中略・・・・・・・・

2、必要な表示事項（公正競争規約第3条、施行規則第2条）

食品表示基準で定められた**一括表示欄の表示事項**について、公正競争規約で表示方法を定めています。

（1）名称（又は品名）

名称欄には、当該商品に当てはまるはちみつ類の名称を表示します。

この欄には一般名称の商品名を記載しますので、「純粋」や採蜜源の花名の表示等は記載できません。

（2）原材料名

原材料を重量割合の高い順に表示します。

「アカシアはちみつ」などの採蜜源の花名を付した表示ができます。

（3）原料原産地名

ア、原材料名欄に記載したはちみつ類の名称の次に括弧を付して採蜜国を表示します。

例：原材料名：はちみつ（国産）

イ、国内で採蜜されたはちみつにあつては「国産」と表示し、外国で採蜜されたはちみつにあつては、「〇〇産」又は「〇〇」と表示し「〇〇」には採蜜国名を表示します。

ウ、一種類の原材料で採蜜国が複数にわたる場合は、重量割合の高いものから順に表示します。はちみつの採蜜国が3か国以上にわたるときは、2番目までの採蜜国を表示した上、「その他」と表示することにより、3番目以降の採蜜国の表示を省略することができます。

例1：原材料名：はちみつ（中国、アルゼンチン、その他）

例2：原材料名：アカシアはちみつ（国産）、レンゲはちみつ（中国、カナダ、その他）

エ、原料原産地欄を原材料名欄とは別に設けて、採蜜国の次に括弧を付して原材料名を表示する方法もあります。

例：原材料名：アカシアはちみつ、レンゲはちみつ

原料原産地：国産（アカシアはちみつ）、国産（レンゲはちみつ）

オ、原料原産地が単一採蜜国であつて複数の採蜜源の花名表示を行う場合には、一般原則では同じ採蜜国名を繰り返して表示することになりますが、表示可能面積が限られていますので、次のような表示方法が食品表示基準上許容されるとされました。

【原材料名欄に採蜜国を表示する場合は次の①又は②】

① 原材料名：はちみつ（アカシア、レンゲ、ひまわり）（ハンガリー）

② 原材料名：はちみつ（ハンガリー）（アカシア、レンゲ、ひまわり）

【原料原産地欄に採蜜国を表示する場合は次の③又は④】

③ 原材料名：：はちみつ（アカシア、レンゲ、ひまわり）

原料原産地：ハンガリー（はちみつ（アカシア、レンゲ、ひまわり）

④ 原材料名：：はちみつ（アカシア、レンゲ、ひまわり）

原料原産地：ハンガリー（アカシアはちみつ、レンゲはちみつ、ひまわりはちみつ）

（４）内容量

内容量は、グラム又はキログラムの単位（「g」又は「kg」）を明記して表示します。

（５）賞味期限

賞味期限は、保存方法に従って保存された場合に、その製品として期待される全ての品質特性を十分保持し得ると認められる期限です。賞味期限は、製造業者が自社の製品について判断して決めます。

（６）保存の方法

「直射日光を避け、常温で保存すること」等と表示します。

（７）原産国名

製品輸入の場合には、その製品が製造された原産国（原料蜜がろ過され、容器包装に充填された国）の国名を表示します。

（８）食品関連事業者

表示内容に責任を有する事業者の名称及び住所を表示する。

P B 商品については、製造業者と販売業者との間の合意により、表示責任者を販売者とすることができます。

（９）製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称

食品の安全性の確保の観点から、最終的に衛生状態を変化させる製造又は加工を行った事業者の所在地及び名称を一括表示の枠内又は枠外に表示します。

ただし、上記（８）の食品関連事業者と同一の場合は省略できます。

（１０）栄養成分の量及び熱量

公正競争規約では、小規模事業者も含めて会員すべてに栄養成分表示を義務付けています。食品表示基準の義務表示の５項目（熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物及び食塩相当量）を表示します。

なお、食品表示法では、小規模事業者が製造する食品であっても小規模ではないスーパー等で販売される場合は、栄養成分表示が必要です。

．．．．．中略．．．．．

6、不当表示の禁止（規約第7条）

公正競争規約に違反する行為として、必要な表示事項（第3条）、特定事項の表示基準（第4条）、会員証紙の表示基準（第5条）の違反行為以外の不当表示に該当するものとして次の行為を定めています。

- ①はちみつの定義に合致しない製品を合致するような不当表示
- ②特定の原材料を使用している旨を強調表示する場合の不当表示
- ③客観的な根拠なく「特選」等と表示する場合の不当表示
- ④賞、推奨についての不当表示
- ⑤品質、原料、原産地、採蜜源等の品質、取引条件についての不当表示
- ⑥誹謗中傷についての不当表示
- ⑦上記以外での優良誤認、有利誤認についての不当表示

7、公正競争規約違反に対する調査及び措置（規約第10条及び第11条）

全国はちみつ公正取引協議会では、公正競争規約に違反した疑いのある会員を調査し、必要な措置を取り、消費者庁に措置内容を報告すること、さらには、措置に従わない会員について消費者庁に必要な措置を求めることができます。

つづく

参考文献：消費者庁、厚生労働省、農林水産省、一般社団法人全国はちみつ公正取引協議会、一般社団法人日本養蜂協会、中央法規（株）、イラスト：mizuh o.デザインオフィス（イラストは転載禁止）